

○さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則

平成13年5月1日

規則第189号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第5条—第14条）
 - 第2節 売買参加者（第15条—第17条）
 - 第3節 関連事業者（第18条—第24条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第25条—第61条）
- 第4章 卸売の業務に関する品質管理（第62条）
- 第5章 市場施設の使用（第63条—第80条）
- 第6章 監督（第81条）
- 第7章 補則（第82条—第84条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号。以下「業務規程」という。）第88条の規定に基づき、業務規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕）

（定義）

第2条 業務規程第3条に規定する「肉類」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、^か家^と兔肉の枝肉及び部分肉並びに鳥肉をいう。

2 業務規程第3条に規定する「加工品」とは、ハム、ソーセージ、ウインナー、サラミ及びこれらに類する物品で肉を主たる原料として加工された食料品をいう。

3 第1項の部分肉とは、枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した肉をいう。

（臨時の開場及び休場の公表）

第3条 市長は、業務規程第4条第2項の規定により臨時に開場又は休場をしようとするときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

(一部改正〔令和2年規則72号〕)

(販売開始及び販売終了の時間)

第4条 業務規程第5条第2項の規定によりさいたま市食肉中央卸売市場(以下「市場」という。)の卸売業者が卸売のために行う販売開始及び販売終了の時間は、午後零時45分から午後5時までとする。ただし、特別の理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により販売開始又は販売終了の時刻を変更しようとするときは、市場の卸売場に掲示又は他の方法で売買参加者にその旨を周知しなければならない。
- 3 第1項の販売開始の時刻は、電鈴又は振鈴で知らせる。

(一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(許可の申請)

第5条 業務規程第6条の3に規定する申請書は、卸売業務許可申請書(様式第1号)とする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面
 - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
 - (5) 業務規程第6条の10に規定する事業報告書の例により作成した最近2年間における事業報告書
 - (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - (7) 申請者が他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。)を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対す

る支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員を過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

(8) 申請者が業務規程第6条の4第2号又は第3号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) 申請の日前30日以内の日現在において作成した純資産額調書（様式第1号の2）
（全部改正〔令和2年規則72号〕）

（純資産額の計算方法）

第5条の2 業務規程第6条の4第5号に規定する純資産額は、第1号に掲げる資産の額の合計額から第2号に掲げる負債の額の合計額を控除した額とする。

(1) 資産

ア 現金

イ 預金（支払期日が1年以内に到来しない定期預金を除く。）

ウ 売掛金

エ 受取手形

オ 有価証券（カ、マ及びミに掲げるものを除く。）

カ 親会社株式

キ 商品

ク 貯蔵品

ケ 前渡金（コに掲げるものを除く。）

コ 荷主前渡金

サ 前払費用（1年以内に償却され費用となるものに限る。）

シ 未収収益

ス 立替金

セ 短期貸付金

- ソ 未収金
- タ 仮払金
- チ アからタまでに掲げるもの以外の流動資産
- ツ 建物
- テ 構築物
- ト 機械及び装置
- ナ 船舶及び車両その他の陸上運搬具
- ニ 工具、器具及び備品
- ヌ 土地
- ネ 建設仮勘定
- ノ ツからネまでに掲げるもの以外の有形固定資産
- ハ のれん
- ヒ 借地権（地上権を含む。）
- フ 電話加入権
- ヘ 施設負担金
- ホ ハからへまでに掲げるもの以外の無形固定資産
- マ 投資有価証券（ミに掲げるものを除く。）
- ミ 子会社株式
- ム 出資金（メに掲げるものを除く。）
- メ 子会社出資金
- モ 長期貸付金
- ヤ 開設者預託保証金
- ユ 定期預金（支払期日が1年以内に到来しないものに限る。）
- ヨ 長期前払費用（サに掲げるものを除く。）
- ラ 事業者保険料
- リ マからラまでに掲げるもの以外の投資等
- ル 創立費
- レ 開業費
- ロ 試験研究費
- ワ 開発費
- ヲ 新株発行費

ン ルからヲまでに掲げるもの以外の繰延資産

(2) 負債

ア 受託販売未払金

イ 買掛金

ウ 支払手形

エ 短期借入金

オ 未払金（カに掲げるものを除く。）

カ 未払税金

キ 未払費用

ク 前受金

ケ 預り金（ソに掲げるものを除く。）

コ 前受収益

サ 仮受金

シ 賞与引当金

ス アからシまでに掲げるもの以外の流動負債

セ 長期借入金

ソ 預り保証金

タ 退職給付引当金

チ セからタまでに掲げるもの以外の固定負債

ツ 引当金（シ、ス、タ及びチに掲げるものを除く。）

- 2 前項に規定する資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日（以下「計算日」という。）における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（追加〔令和2年規則72号〕）

（純資産基準額）

第5条の3 業務規程第6条の4第5号に規定する純資産基準額は、別表第1に定めるとおりとする。

（追加〔令和2年規則72号〕）

（純資産額が基準額以上になった旨の申出）

第5条の4 業務規程第6条の5第2項の規定による申出をしようとする者は、純資産額申

出書（様式第1号の3）に申出の日前30日以内の日現在において作成した純資産額調書を添えて、市長に提出しなければならない。

（追加〔令和2年規則72号〕）

（名称変更等の届出）

第5条の5 業務規程第6条の6の規定による届出は、名称変更等届出書（様式第1号の4）を市長に提出して行う。

（追加〔令和2年規則72号〕）

（許可の取消し）

第5条の6 業務規程第6条の7の規定により許可を取り消したときは、卸売業務許可取消通知書（様式第1号の5）により通知するものとする。

（追加〔令和2年規則72号〕）

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第5条の7 業務規程第6条の8第1項の規定により卸売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、譲渡人及び譲受人が連署した卸売業務事業譲渡認可申請書（様式第1号の6）を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同項第8号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み替えるものとする。

3 業務規程第6条の8第2項の規定により卸売業者である法人の合併について市長の認可を受けようとする者は、合併の当事者が連署した合併認可申請書（様式第1号の7）を市長に提出しなければならない。

4 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次に掲げる書類並びに合併に係る契約書の写し」と、同項第8号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

5 業務規程第6条の8第2項の規定により卸売業者である法人の分割について市長の認可を受けようとする者は、分割認可申請書（様式第1号の8）を市長に提出しなければならない。この場合において、分割の当事者が2以上あるときは、これらの者が当該申請書に連署しなければならない。

6 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び分割により卸売の業務を承継する法人についての次に掲げる書類並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第8号中「申請者」とあるのは「分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(追加〔令和2年規則72号〕)

(誓約書)

第5条の8 業務規程第9条第1項の誓約書は、誓約書(様式第1号の9)によらなければならない。

(追加〔令和2年規則72号〕)

(保証金の額)

第6条 業務規程第10条第1項の規定による保証金の額は、500万円とする。

2 前項の保証金を業務規程第10条第2項に掲げる有価証券をもって代用するときの価格は、次に定める額とする。

(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、預託の際における時価の10分の9に相当する額

(2) 日本銀行が発行する出資証券、特別の法律により法人が発行する債券については、預託の際における時価の10分の8に相当する額

3 前項の有価証券等は、市長が必要と認める場合を除くほか、これを差し替えることができない。

(せり人の登録)

第7条 業務規程第15条第1項の登録を受けようとするときは、せり人登録申請書(様式第2号)に業務規程第15条第3項第1号及び第2号に規定する添付書のほか、市区町村長の発行する身分証明書及び写真(上半身、正面写し名刺判)を添えて市長に提出しなければならない。

2 業務規程第15条第4項の登録証は、せり人登録証(様式第3号)とする。

3 業務規程第15条第6項の規定によりせりを遂行するのに必要な経験又は能力を有しているかどうかの認定は、市長が次の内容について行う試験の結果による。

(1) 卸売市場関係法令

(2) 常識

(3) 実務

4 市長は、6月間のせり見習を終了した者については、前項第3号の実務を免除することができる。

5 第3項に規定する認定試験は、その都度、登録申請書を受理した日から30日以内に実施する。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(登録事項の変更)

第8条 卸売業者は、業務規程第15条第1項の登録を受けたせり人が、氏名又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の登録の更新)

第9条 業務規程第17条第1項の登録の更新を受けようとするときは、せり人登録更新申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(せり人の腕章)

第10条 業務規程第20条の規定によるせり人の着用する腕章は、様式第5号による。

(登録証及び腕章の取扱い)

第11条 せり人は、卸売のせりに従事するとき、登録証及び腕章を常に携帯するとともに、亡失又は損傷のないように取り扱なければならない。

2 せり人は、登録証及び腕章を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 せり人は、関係係員が職務の執行のため、登録証及び腕章の提示を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

(登録証及び腕章の再交付)

第12条 せり人は、交付を受けた登録証及び腕章を亡失し、又は損傷したときは、速やかに卸売業者を通じて市長に届け出て再交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の再交付に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

(登録証及び腕章の返還)

第13条 卸売業者は、登録を受けたせり人がせり人としての資格を失うに至ったときは、5日以内にせり人に交付されている登録証及び腕章を徴し、これを市長に返還しなければならない。

(使用人の配置替)

第14条 卸売業者の使用人が、市場の卸売業務に関し不正又は公益を害する行為をしたときは、市長は、卸売業者に対し、その者の職務の配置替を求めることができる。

第2節 売買参加者

(承認申請)

第15条 業務規程第22条第3項に規定する承認申請書は、売買参加承認申請書(様式第6号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合

- ア 履歴書
- イ 資産調書
- ウ 住民票の写し
- エ 市区町村長の発行する身分証明書
- オ 市長が必要と認める書類

(2) 法人の場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記簿謄本
- ウ 貸借対照表
- エ 財産目録
- オ 株主、社員又は組合員の名簿
- カ 無限責任社員、取締役その他業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書

3 第1項の承認について、市長は、必要があると認めたときは、卸売業者の意見を聴くことができる。

4 業務規程第23条の規定による届出は、売買参加者内容変更(廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出して行う。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(売買参加承認証の交付及び返還)

第16条 業務規程第22条第4項に規定する承認は、売買参加承認証(様式第8号)を交付して行うものとする。

2 売買参加者が、その資格を失ったときは、速やかに、前項の規定により交付を受けた売買参加承認証を市長に返還しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(準用規定)

第17条 第11条から第13条までの規定は、売買参加者について準用する。

第3節 関連事業者

(許可申請)

第18条 業務規程第25条第2項に規定する許可申請書は、関連事業者業務許可申請書（様式第9号）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合

- ア 履歴書
- イ 資産調書
- ウ 住民票の写し
- エ 市区町村長の発行する身分証明書
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 法人の場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記簿謄本
- ウ 貸借対照表
- エ 財産目録
- オ 株主、社員又は組合員の名簿
- カ 無限責任社員、取締役その他業務を執行する役員及び当該法人を代表する者の履歴書

3 業務規程第30条の規定による届出は、関連事業者内容変更（廃止）届出書（様式第10号）を市長に提出して行う。

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（種類及び業種）

第19条 関連事業者の種類及び業者の数は、次に掲げるとおりとする。

種類	業種	業者の数
第1種関連事業	内臓取扱業者	1
	原皮取扱業者	3
	廃棄物等取扱業者	3
	運送業者	1
	金融業者	1
第2種関連事業	飲食業者	1

	理容業者	1
	必要品販売業者	1

2 市長は、必要があると認めるときは、前項以外の関連事業者を置くことができる。

(許可)

第20条 関連事業者の許可は、販売品目、営業方法及び主たる営業の場所その他必要な事項を指定してこれを行う。

(許可証の交付)

第21条 市長は、業務規程第25条第2項の規定による申請に対し、許可を与えることを決定した場合は、関連事業者業務許可証(様式第11号)を交付する。

2 許可を受けた関連事業者は、前項の許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(保証金の額)

第22条 業務規程第27条第3項の規定により関連事業者の納付すべき保証金の額は、次に掲げるとおりとする。

内臓取扱業者 400,000円

原皮取扱業者 50,000円

廃棄物等取扱業者 50,000円

運送業者 50,000円

金融業者 使用料月額の6倍相当額

飲食業者 使用料月額の6倍相当額

理容業者 使用料月額の6倍相当額

必要品販売業者 使用料月額の6倍相当額

2 第19条第2項の規定により置かれる関連事業者が納付すべき保証金の額は、使用料月額の6倍相当額とする。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(保証金の預託)

第23条 前条の保証金は、現金により預託しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(準用規定)

第24条 第14条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(取引)

第25条 売買取引は、現品又は見本によって行わなければならない。

(標準品の規格)

第26条 業務規程第3条に規定する取引品目の標準品は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(一部改正〔令和2年規則72号〕)

(枝肉の格付)

第27条 業務規程第33条に規定する市長の指定する格付機関（以下「格付機関」という。）の行う牛及び豚の枝肉の格付は、牛及び豚の枝肉の重量、外観及び肉質について、公益社団法人日本食肉格付協会の牛、豚枝肉格付規程に定める規格に基づいて行うものとする。

2 格付機関は、前項の格付を行った場合において、牛及び豚の枝肉が規格に適合すると認めるときは、その牛及び豚の枝肉に格付印を押印しなければならない。

(一部改正〔平成25年規則74号〕)

(上場の順位等)

第28条 上場の順位は、枝肉又は部分肉（以下「物品」という。）の市場に到着した順序による。ただし、市長が必要と認めたときは、上場の順位を変更することができる。

2 受託物品は、買付物品に優先して上場するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、物品を上場するときは、別表第2及び別表第3に定める標準規格表に従って仕分けしなければならない。

4 卸売業者は、解体直後の枝肉と冷蔵された枝肉と区分して上場しなければならない。

5 卸売業者は、皮はぎ枝肉と湯はぎ枝肉とを区分して上場しなければならない。

(一部改正〔平成25年規則74号・令和2年72号〕)

(取引方法)

第29条 せり売り又は入札売の場合には、その開始前に売買参加者に当該物品を下見させた後、これを行わなければならない。

2 売買取引は、そでの下、耳やり等秘密の方法によりこれを行ってはならない。

3 売買の呼値には、符号を用いてはならない。

4 指値のある受託物品を上場するときは、その旨を呼び上げなければならない。

5 前項の呼び上げをしないときは、卸売業者は、指値をもって売買参加者に対抗することができない。

(呼値の単位)

第30条 呼値の単位は、重量はキログラム、金額は円とする。

(せり売り)

第31条 せり売りは、販売しようとする物品の産地、種類、性別又は品種、数量その他必要な事項を呼び上げた後に開始しなければならない。

2 せり落しは、せり人が最高価格を3回呼び上げたとき、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼び上げ回数は、必要によりこれを減ずることができる。

3 最高申込価格が2人以上あるときは、抽せんその他の適当な方法によりせり落し人を決定しなければならない。

4 せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにその価格及び売買参加者番号又は氏名を呼び上げなければならない。

(入札売)

第32条 入札売は、販売しようとする物品の産地、種類、性別又は品種及び数量を呼び上げた後、入札者に対し、入札書(様式第12号)に氏名、入札金額その他必要な事項を記載させてこれを行わなければならない。

2 開札は、入札後直ちにこれを行い、最高価格で入札した者を落札人とする。

3 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札人の氏名、入札金額その他必要な事項の記載が不明りょうなもの

(2) 入札に際し、不正な行為があると認めるもの

(3) 業務規程若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したもの

4 前項の規定に該当するものがあるときは、卸売業者は、開札の際その理由を明示して当該入札が無効である旨を告示しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(せり直し及び再入札)

第33条 委託者又は売買参加者は、せり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちに、その旨を市場長に申し立てることができる。

2 市場長は、前項の異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(販売の期限)

第34条 卸売業者は、特別の理由がある場合を除き、受託物品を受領した後48時間以内にその物品を販売しなければならない。

(相対取引の方法による卸売の承認等)

第35条 業務規程第32条第2項の規定による承認は、同項各号に掲げる場合にその都度行うものとする。この場合において、市長は、当該承認に必要な条件を付することができる。

2 業務規程第32条第2項の規定により承認を受けた卸売業者は、当該承認を受けた相対取引による卸売をしようとするときは、その旨を売買参加者に周知しなければならない。

3 業務規程第35条に規定する承認申請書は、相対取引承認申請書(様式第13号)とする。

(全部改正〔平成17年規則119号〕)

(許可に係る卸売以外の販売承認の申請)

第36条 業務規程第36条第1項に規定する承認申請書は、許可に係る卸売以外の販売承認申請書(様式第14号)とする。

(全部改正〔平成17年規則119号〕)

(売買参加者以外の卸売許可の申請等)

第37条 業務規程第38条第2項の許可申請書は、売買参加者以外の卸売許可申請書(様式第15号)とする。

2 業務規程第38条第3項の承認申請書は、共同集荷卸売承認申請書(様式第16号)とする。

3 業務規程第38条第4項の承認申請書は、新商品開発に基づく卸売承認申請書(様式第17号)とする。

4 業務規程第38条第5項の規定による届出は、売買参加者以外の卸売届出書(様式第18号)により行うものとする。

5 業務規程第38条第6項の規定による届出は、同条第1項第2号イに規定する承認を受けた者にあつては共同集荷卸売届出書(様式第19号)、同項第3号イに規定する承認を受けた者にあつては新商品開発に基づく卸売届出書(様式第20号)により行うものとする。

(全部改正〔平成17年規則119号〕)

第38条 削除

(削除〔令和2年規則72号〕)

(卸売業者の買受物品の制限の特例の承認)

第39条 卸売業者は、業務規程第42条の市長が卸売の適性かつ健全な運営を阻害するおそれのない旨の承認を受けようとするときは、買受物品承認申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(追加〔平成17年規則119号〕)

(受託契約約款の承認の申請)

第40条 卸売業者は、業務規程第44条第1項の規定により承認を受けようとするときは、受託契約約款承認(変更)申請書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。承認を受けた受託契約約款の内容を変更しようとするときも同様とする。

(追加〔平成17年規則119号〕)

(受託物品の検査)

第41条 卸売業者は、業務規程第47条第1項の規定による検査員の確認を受けようとするときは、受託物品検査申請書(様式第27号)を提出しなければならない。

2 前項の検査は、当該受託物品の所在する場所又は画像等により、卸売業者立会いの上これを行い、検査を終了したときは、検査証(様式第28号)を交付する。

(一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕)

(条件のある受託物品)

第42条 指値その他条件のある受託物品で、契約期間内にこれを販売することができないときは、卸売業者は、その旨を委託者に通知してその指図を受けなければならない。ただし、直ちに販売しなければ委託者に対して著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(相手方の明示)

第43条 業務規程第49条第1項の規定により卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた売買参加者が明らかになるよう、買い受けた物品に売買参加者番号を付けなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(売買後の処置)

第44条 卸売業者は、売買が成立したときは、直ちに売渡票(様式第29号(その1)) (独立行政法人農畜産業振興機構扱輸入牛肉にあつては、売渡票(様式第29号(その2))) を3通作成し、1通は卸売業者がこれを保管し、1通は市長に提出し、残る1通は買い受けた売買参加者に交付しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則174号・17年119号〕)

(保管の費用)

第45条 業務規程第49条第3項に規定する保管の費用及び同条第4項に規定する差損金は、

売買参加者が買い受けた物品を引き取ったとき又は卸売業者が再販売したとき支払わなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(失格卸売業者の受託品報告)

第46条 卸売業者は、その資格を失ったとき、業務を停止されたとき又は売買を差し止められたときは、未販売の受託物品について、その産地、種類、性別又は品種、数量、委託者その他受託に関する事項を販売未了物品報告書(様式第30号)により市長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(委託者不明の物品又は家畜)

第47条 委託者不明の物品又は家畜があるときは、卸売業者は、直ちにその種類、数量その他必要な事項を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(卸売予定数量等の報告)

第48条 卸売業者は、業務規程第52条第1項の規定によりその日の卸売の販売開始時刻の1時間前までに卸売予定数量報告書(様式第31号)を市長に提出しなければならない。

2 業務規程第52条第2項の規定による報告は、取引別卸売数量報告書(様式第32号)により、その日の卸売終了後速やかに、市長に行うものとする。

3 前項で規定するもののほか、その当日販売した物品の数量、販売値段及び取扱高等を豚にあっては市況(豚)(様式第33号)により、牛にあっては市況(牛)(様式第34号)により、部分肉にあっては市況(部分肉)(様式第35号)により、その他にあっては市況(その他)(様式第36号)により、売上報告書(様式第37号)を添えて市長に報告しなければならない。

4 業務規程第52条第3項の規定による報告は、卸売実績報告書(様式第38号)により市長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(卸売予定数量等の公表)

第49条 業務規程第53条第1項第3号に掲げる数量等について同項の規定による公表をするときは、これを合算して行うものとする。同条第2項第3号に掲げる数量等について同項の規定による公表をするときも同様とする。

(追加〔平成17年規則119号〕、一部改正〔令和2年規則72号〕)

第50条 市長は、業務規程第54条第1項及び第2項の規定による公表の全部又は一部を、卸売業者に代行させることができる。この場合において、同条第2項中「中値」とあるのは、「加重平均」と読み替えるものとする。

(追加〔平成17年規則119号〕、一部改正〔令和2年規則72号〕)

(受託物品の受領通知)

第51条 業務規程第46条の規定による受領通知は、物品受領通知書(様式第39号)とする。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(販売原票)

第52条 業務規程第48条第1項の販売原票は、販売原票(様式第40号)(部分肉にあっては部分肉販売原票(様式第41号))とする。

2 販売原票には一連番号を付し、売買取引後直ちに市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

第53条 業務規程第48条第3項の規定による原皮、内臓その他の副生物の販売原票への記載は、次条の売買仕切書への記載をもってこれに代えるものとする。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(仕切書)

第54条 業務規程第55条第1項の売買仕切書は、売買仕切書(様式第42号)とする。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(売買仕切金の支払方法)

第54条の2 業務規程第55条第1項に規定する規則で定める方法は、口座振込により支払う方法とする。

(追加〔令和2年規則72号〕)

第55条 業務規程第56条に規定する特約を結んだときは、仕切り(送金)特約締結届出書(様式第43号)に売買仕切書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(追加〔平成17年規則119号〕)

(委託手数料の率の届出等)

第56条 業務規程第57条第1項の規定による届出は、委託手数料率届出書(様式第43号の2)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 業務規程第6条の10に規定する事業報告書で直近のもの
- (2) 当該委託手数料の率の適用を開始する日以後2年間の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 業務規程第57条第1項に規定する委託手数料の率は、肉類及びその加工品の販売の委託について定めることができるものとする。

3 販売の委託を受けた枝肉又は部分肉に係る原皮、内臓その他の副生物の販売手数料の率は、業務規程第57条第1項の規定により届け出た委託手数料の率とする。

(全部改正〔平成21年規則8号〕、一部改正〔令和2年規則72号〕)

(出荷奨励金の交付の届出)

第57条 業務規程第58条第1項の規定により出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、出荷奨励金(完納奨励金)交付届出書(様式第44号)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、毎年3月15日までに、その年の4月1日から、その翌年の3月31日までの分についてしなければならない。

3 第1項の届出をした卸売業者は、届出事項の内容を変更しようとするとき又は未届出事項について新たな届出をしようとするときは、内容変更予定日又は未届出事項実施予定日のそれぞれ15日前までに、出荷奨励金(完納奨励金)変更(未届出)届出書(様式第45号)を市長に提出しなければならない。

4 第1項の届出をした卸売業者が、届出事項の内容を廃止したときは、直ちに市長に届出なければならない。

(一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕)

(買受代金の支払方法及び支払猶予の特約)

第58条 業務規程第59条第1項に規定する規則で定める方法は、現金により支払う方法又は口座振込により支払う方法とする。

2 業務規程第59条第2項の規定による届出は、支払猶予特約届出書(様式第46号)に、当該届出に係る特約の内容を示す書面の写しを添えて行うものとする。

3 業務規程第59条第2項の規程による改善措置の命令は、支払猶予特約改善命令書(様式第47号)により行う。

4 業務規程第59条第2項第3号に規定する特約の内容は、次の各号のいずれかに掲げる保証を含むものでなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 質権を設定した定期預金証書又は卸売業者が承諾した有価証券の差入れによる保証

(2) 抵当権(根抵当を含む。)を設定した不動産による保証

(3) 連帯保証人による支払の保証

(4) 買受人が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された組合の組合員である場合は、その組合の保証

(5) 金融機関の支払保証書の差入れによる保証
（一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕）

（卸売代金の変更）

第59条 業務規程第60条ただし書の規定により卸売代金の変更をするときは、卸売をした物品の数量、重量及び品質等に誤差又は異常がある場合とする。

2 前項の卸売代金は、市長の検査を求め、検査の結果妥当と認められたもの以外は変更してはならない。

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（準用規定）

第60条 業務規程第61条第2項の完納奨励金については、第57条の規定を準用する。

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（届出事項）

第61条 次の各号のいずれかに該当する場合は、卸売業者は、直ちにその事項を市長に届け出なければならない。

(1) 業務規程第49条第3項の規定によりその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に販売したとき。

(2) 売渡代金又は第45条に規定する保管の費用若しくは差損金の支払をしない者があったとき。

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

第4章 卸売の業務に関する品質管理

（追加〔平成17年規則119号〕）

（物品の品質管理の方法）

第62条 業務規程第62条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度及び温度管理の方法並びに品質管理の責任者を定め、これらを施設の管理届出書（様式第48号）により市長に届け出るとともに、当該品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも同様とする。

(2) 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、前号に規定す

る届出書とともに物品の品質管理届出書（様式第49号）により市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも同様とする。

ア トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。

イ 物品の鮮度や外観、衛生状態等の確認に関すること。

ウ 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。

エ 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。

オ 施設の温度管理に関すること。

カ 施設の温度の確認に関すること。

キ 物品の滞留時間の管理に関すること。

ク 卸売場内での物品の取扱いに関すること。

ケ 卸売場内の衛生的な利用に関すること。

コ 取扱後の速やかな物品の搬出に関すること。

サ 市場施設等の清潔・衛生の保持に関すること。

シ 場外指定保管場所の品質管理に関すること。

ス その他品質管理の徹底に関すること。

2 売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

(1) 物品の品質を保持するため、買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。

(2) コールドチェーンが確保されるよう保冷車両及び冷凍車両の利用を図ること。

(3) 物品の適正な温度管理を行うとともに、冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。

3 卸売業者、関連事業者その他市場内で使用する搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

4 卸売業者は、必要に応じた獣畜の飼育履歴書等の確認、食道や直腸の結紮^{けつさつ}や器具の消毒等物品の製造過程の管理の高度化により衛生管理の向上に努めるものとする。

（追加〔平成17年規則119号〕）

第5章 市場施設の使用

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（施設の使用許可）

第63条 卸売業者、売買参加者及び関連事業者（以下「使用者」という。）が、市場内の用地、建物その他の設備（以下「市場施設」という。）を使用するときは、市場施設使用

指定（許可）申請書（様式第50号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可の後であっても位置、面積、使用方法等を変更することができる。

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（使用施設の変更等の承認）

第64条 使用者は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させようとするときは、市場施設用途変更等承認申請書（様式第51号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

（追加〔平成17年規則119号〕）

（使用施設の変更等）

第65条 使用者が、市場施設に建築、造作若しくは模様替をし、又は施設の原状に変更を加えようとする場合は、設計図面、仕様書、費用見積書その他市長が必要と認める書類を添付して、市場施設原状変更申請書（様式第52号）により申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請により市長の承認を受けた者は、工事しゅん功後市長の検査を受けなければ、これを使用することができない。

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（市場施設の衛生保持）

第66条 使用者は、市場施設の清潔を保持し、使用後はこれを清掃し、廃棄物等は所定の場所に投棄しなければならない。

- 2 商品、容器その他の物件は、これを整とんし、通路その他自己の使用場所以外に置いてはならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、使用者の一部又は全部に対し日時を指定して場内の清潔保持のため一斉に清掃を命ずることができる。

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（指定又は許可の取消しその他の規制）

第67条 業務規程第68条の規定による使用者に対する使用の指定又は許可の全部若しくは一部の取消し又は使用の制限若しくは停止については、次に掲げる各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 業務の監督、災害の予防、衛生の確保その他市場秩序の保持又は公共の利益保全のため必要があると認めたとき。
- (2) 市場秩序若しくは公共の利益を害し、又はそのおそれがあると認めたとき。

- (3) 市場施設の使用につき指定した目的その他の条件に違反し、又はその指定した目的の達成が著しく困難と認められるに至ったとき。
- (4) 市場施設の指定の当時と著しく事情が変化し、その使用が不必要又は不適當と認められるに至ったとき。
- (5) 故意又は過失によって市場施設を滅失し、又は損傷したとき。
- (6) 使用料その他納付金の納付を怠ったとき。
- (7) 卸売市場関係法令又はこれらに基づく指示若しくは処分に違反したとき。

2 前項の場合に使用者が命令に服しないときは、市長が自らこれを執行し、その費用を使用者に負担させることができる。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(冷蔵庫取扱品目)

第68条 冷蔵庫においては、市場取扱品目に限り取り扱うものとする。ただし、市長が必要であると認めたものは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(冷蔵庫保管依頼者の限定)

第69条 冷蔵庫に保管依頼できる者は、卸売業者、売買参加者、関連事業者及び内臓取扱業者とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(冷蔵庫の入出庫の取扱時間)

第70条 冷蔵庫の入庫及び出庫の取扱時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、特別の理由がある場合においては、時間外の入出庫業務を行うことができる。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(冷蔵庫の入庫禁止)

第71条 冷蔵庫において次の各号のいずれかに該当する物品は、これを入庫することができない。

- (1) 市場において売買を行わない枝肉、部分肉及び内臓物
- (2) 腐敗しているもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 荷造又は容器が不完全であるもの
- (4) 他の在庫品に損害を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入庫不適當と認めるもの

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(冷蔵庫入出庫の規制)

第72条 寄託者は、寄託品の点検のため冷蔵庫に入出しようとするときは、市場係員の承認を受けなければならない。

2 冷蔵庫内において枝肉、部分肉及び内臓物の取引及び下見を行うことはできない。ただし、下見については、市長が認めた場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(寄託品の撤去)

第73条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、寄託者に対し、入庫品の全部又は一部の出庫を命ずることができる。

- (1) 入庫品が第71条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 防疫その他管理上必要があるとき。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(入庫品の処分)

第74条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入庫品を売却又はその他の方法により処分することができる。

- (1) 前条の規定による出庫命令に従わないとき。
- (2) 住所不明等の理由により寄託者に対し、前条の規定による出庫命令を通告することができないとき。
- (3) 天災その他の理由で臨機の処置を必要とするとき。

2 前項の場合に保管料及び処分に要した費用は、処分して得た金額からこれを控除し、なお残額があったときは寄託者にこれを還付し、不足のあったときはこれを追徴する。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(入庫品の検査)

第75条 市長は、必要があると認めるときは、市場係員に冷蔵庫の入庫品について検査を行わしめ、寄託者に対し、入庫品の搬出その他必要な措置を命ずることができる。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(使用料)

第76条 業務規程第70条第2項の規定による市場使用料は、別表第4のとおりとする。

(一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕)

(使用料の算定)

第77条 市場施設の使用面積の算定方法は、次に定めるところによる。

(1) 計算の単位は、平方メートルとする。

(2) 使用面積に単位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

2 月をもって定められた使用料で使用日数が1月に満たないときは、1月を30日として日割計算でこれを徴収する。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(使用料納付期日)

第78条 卸売業者市場使用料は、毎月20日までに前月分を納付しなければならない。

2 月をもって定められた使用料は、毎月10日までにその月分を納付しなければならない。

(一部改正〔令和6年規則4号〕)

(電気料等の費用)

第79条 次の建物又は設備の電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用は、その使用者の負担とする。

(1) 事務所

(2) 附属営業所

(3) 車置場及び洗場

(4) 卸売場

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建物又は設備

2 前項の規定による料金の算定は、計器による。ただし、計器により難いときは市長の認定による。

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(設備の維持等に要する費用)

第80条 卸売場の設備の維持等に要する費用で使用者負担とすることのできるものは、次に掲げるものとする。

(1) 修繕費

(2) 減価償却費

(3) 原価を構成する費用

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

第6章 監督

(一部改正〔平成17年規則119号〕)

(検査)

第81条 業務規程第73条第1項の規定により検査のため卸売業者、出荷者、売買参加者、

関連事業者その他の市場において取引を行う者（以下「卸売業者等」という。）の事務所その他の業務を行う場所に立ち入る時間は、市場開場日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、卸売業者等の了解を得たときは、この限りでない。

2 業務規程第73条第1項の規定による卸売業者等に対して行う検査は、中央卸売市場検査規則（昭和46年農林省訓令第16号）に基づき国が行う検査実施要領の例によるものとする。

3 業務規程第73条第2項に規定する立入検査をする職員の身分証明書は、立入検査身分証明書（様式第53号）とする。

（一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕）

第7章 補則

（一部改正〔平成17年規則119号〕）

（帳簿等）

第82条 卸売業者が業務に関して使用すべき帳簿は、様式第54号から様式第58号までによらなければならない。

2 卸売業者は、第44条の売渡票及び第54条の売買仕切書はその作成の日から2年間、前項の帳簿についてはその閉鎖の日から10年間保存しなければならない。

（一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕）

（改善措置）

第83条 卸売業者等は、業務規程第74条の規定により改善措置命令を受けたときは、その改善措置の方法及び結果等について市長に報告しなければならない。

（追加〔平成17年規則119号〕、一部改正〔令和2年規則72号〕）

（その他）

第84条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成17年規則119号・令和2年72号〕）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大宮市食肉中央卸売市場業務規程施行規則（昭和47年大宮市規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成15年9月29日規則第174号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年4月8日規則第119号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第46号）

この規則は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年3月6日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例（平成20年さいたま市条例第53号）附則第2項の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の前においても、この規則による改正後のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則第56条及び様式第43号の2の規定の例により、行うことができる。

附 則（平成22年3月31日規則第67号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則別表第3卸売業者市場使用料の項の規定は、平成22年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年11月27日規則第74号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第27条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月5日規則第19号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月30日規則第13号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年5月21日規則第72号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則様式第31号、様式第32号及び様式第54号から様式第58号までの規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則(令和6年1月18日規則第4号)

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

別表第1(第5条の3関係)

(追加〔令和2年規則72号〕)

卸売業者の純資産基準額

卸売金額	純資産基準額
50億円未満	1,000万円
50億円以上100億円未満	2,200万円
100億円以上200億円未満	5,000万円
200億円以上300億円未満	9,000万円
300億円以上400億円未満	1億2,000万円
400億円以上500億円未満	1億5,000万円
500億円以上	2億円

別表第2(第26条、第28条関係)

(一部改正〔令和2年規則72号〕)

枝肉標準品規格表

種類	品種 性別
----	-------

和牛	成牛 めす
〃	〃 おす
〃	〃 ぬき
〃	子牛1歳未満
交雑種	成牛 めす
〃	〃 おす
〃	〃 ぬき
〃	子牛1歳未満
乳用牛	成牛 めす
〃	〃 おす
〃	〃 ぬき
〃	子牛1歳未満
その他の牛	成牛 めす
〃	〃 おす
〃	〃 ぬき
〃	子牛1歳未満
馬	成馬 めす
〃	〃 おす
〃	〃 ぬき
〃	子馬1歳未満
豚	ヨークシャー
〃	バークシャー
めん羊	

山羊	
----	--

別表第3（第26条、第28条関係）

（一部改正〔令和2年規則72号〕）

枝肉（部分）標準規格表

種類	枝肉		荷姿記号	箱詰
	部分	数量		
牛豚	もも	箱	出庫品の加工 年月日	年 月 日
	ヒレ	箱		
	ロース	箱		
	かたロース	箱		
	うで	箱		
	かた	箱		
	ばら	箱		
	計	箱		

別表第4（第76条関係）

（一部改正〔平成17年規則119号・22年67号・26年19号・令和元年13号・2年72号〕）

市場使用料

卸売業者市場使用料	卸売金額の1000分の2	
卸売業者卸売場使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 31円
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 4,378円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 212円	
関連事業者営業所使用料	1平方メートルにつき 月額 212円	
冷蔵庫施設使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 3,203円
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 3,950円

土地使用料

1平方メートルにつき 月額 103円

備考 面積に係る使用料については、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

様式 略